

滞納整理強化期間中の納税・相談窓口の開設日

窓口	開設日
休日納税相談窓口 (午前8時30分～午後5時)	11月27日(日) 12月25日(日) 1月29日(日)
夜間納税相談窓口 (午後5時～8時)	11月1日(火) 30日(水) 12月1日(木) 28日(水) 1月4日(火) 31日(火) 2月1日(水)

上記(滞納整理強化期間)以外の開設日は、広報とところざわ、市HPをご覧ください。

市税等の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
場 市役所2階収税課



「滞納整理強化期間」と定め、市税等の滞納整理を強化します。夜間・休日の納税・相談窓口の開設や電話催告の実施などにより、自主納付をお願いするとともに、納税意思のない滞納者に対しては、給与・預貯金・生命保険・動産・不動産などの財産の差し押さえを実施します。



市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税(以下「市税等」)は、納税者の皆さんが、指定された期限内までに自主的に納付していただくものです。多くの方は期限までに納付してありますが、さまざまな理由により滞納となっている方がいます。本市をはじめ、県内63市町村と埼玉県では、11月・12月・1月を

「滞納整理強化期間」と定め、市税等の納付には、納め忘れもなく、手間も省ける口座振替が便利です。口座振替の申し込みは、市役所、各まちづくりセンター(並木を除く)なら



◆**コールセンターの設置**
本市では、平成22年8月に「所沢市納税コールセンター」を設置し、電話による納付確認や催告を実施しています。◆**納税には便利な口座振替をご利用ください**
市税等の納付には、納め忘れもなく、手間も省ける口座振替が便利です。



税金の納期内納付にご協力をお願いします

11月・12月・1月は滞納整理強化期間です!



市税等は、安心して暮らすための貴重な財源です。未納となっている方は早急に納付してください。◆**コンビニエンス・ストアからも納付できます**
市税等の納税通知書をお持ちの方は、全国のコンビニエンス・ストア(以下「コンビニ」)からも納付できます。取扱店は納税通知書に記載されていますのでご確認ください。

◆**コンビニエンス・ストアからも納付できます**
市税等の納税通知書をお持ちの方は、全国のコンビニエンス・ストア(以下「コンビニ」)からも納付できます。取扱店は納税通知書に記載されていますのでご確認ください。



◆**コンビニでは、次のいずれかに該当する場合は納付できません**
金額に訂正がある場合
納付書1枚あたりの納付額が30万円を超える場合
バーコードが印字されていない、または汚れて読み取れない場合
◆**コンビニ納付**
期限が過ぎた場合
◆**コンビニでは、延滞金の計算はできません**
延滞金が発生した場合は後日、別途納付書を送付します。



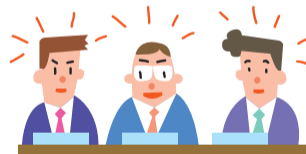
市税の過料規定の見直しについて

国税・地方税の罰則規定の見直しに伴い、所沢市税条例の一部改正が平成23年所沢市議会第3回定例会で可決され、9月30日に公布されました。公布日から2か月後の11月30日(水)から下記のとおり過料の引上げまたは新設を行いますので、期限内申告等の遵守をお願いします。

条番号	規定内容	改正内容
① 第19条	市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料	過料を3万円以下から10万円以下へ引き上げる
② 第28条の4	市民税に係る不申告に関する過料	
③ 第36条の9	退職所得申告書の不提出に関する過料	
④ 第49条	固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料	
⑤ 第61条	固定資産に係る不申告に関する過料	
⑥ 第75条	軽自動車税に係る不申告等に関する過料	
⑦ 第105条	特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料	
⑧ 第114条の4	事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料	
⑨ 第114条の15	事業所税に係る不申告に関する過料	
⑩ 第87条の2	たばこ税に係る不申告に関する過料	
⑪ 第111条の2	特別土地保有税に係る不申告に関する過料	

▶ 上記表中の①②③⑥⑧⑨⑩について…市民税課
☎ 2998-9064 ☎ 2998-9409
▶ 上記表中の④⑤⑦⑪について…資産税課
☎ 2998-9068 ☎ 2998-9409

平成23年所沢市議会第3回定例会報告 予算の補正や条例の制定など32議案を可決しました



平成23年所沢市議会第3回定例会は、8月31日(9月21日の22日間の会期で開かれ、市長は44議案を提出し、審議の結果、閉会中に審議される決算認定議案を除く32議案について原案どおり可決されました。

また、議員提出議案7件についても原案のとおり可決されました。なお、請願については、2件が採択されました。

◆**補正予算**：3件(一般会計1件、特別会計2件)
◆**条例関係**：13件(制定1件、一部改正12件)
◆**指定管理者の指定**：11件
◆**協議**：1件(埼玉県市町村総合事務組合)
◆**協議会の廃止**：1件(埼玉県西部第一広域行政推進協議会)
◆**市道路線の認定・廃止**：3件(認定2件、廃止1件)
◆**平成22年度決算認定**：12件(一般会計1件、特別会計9件、事業会計2件)
◆**決算特別委員会に付託されました。**

◆**議員提出議案**：7件
◎市議会の詳細は「市議会だより」(議会事務局発行)、または市HP(「市議会」をクリック)をご覧ください。

所沢市議会「議会報告会」

議会基本条例に基づき、第3回定例会における審議の内容や過程等を説明し、意見交換を通して市民の皆さんの意を市政に反映させることを目的に報告会を行います。

◆**日時** ①11月19日(土)午後2時～／吾妻公民館
②11月24日(木)午後7時～／柳瀬公民館
◆**会場** 会場へ直接お越しください。



◆**問合せ** 議会事務局 ☎ 2998-9256 ☎ 2998-9222
◎詳細は市HP(「市議会」をクリック)をご覧ください。